

仕 様 書
指 揮 車

精 華 町 消 防 本 部

第1 総則

この仕様書は、精華町が購入する指揮車の仕様について定める。

- 1 指揮車は道路運送車両法(昭和26年法律第185号)及び道路運送車両の保安基準(昭和26年法律第67号)に適合し、緊急自動車として承認が得られるもので、車体は常時登録された車両総重量の状態において、十分耐え得るものであること。
- 2 指揮車は、災害現場における出動部隊の指揮統制及び火災等の調査に活用することを目的に、機能面でその効果が十分発揮できるように製作すること。
- 3 受注者は、本仕様書に記載する提出図書の審査を受け、承認を受けた後改造もしくは艤装を行うものとする。
- 4 受注者は、製作にあたり、本仕様書に記載されていない事項が必要になった場合及び記載内容に疑義が生じた場合は、その都度発注者の指示を受けるものとする。
- 5 検査は、中間検査及び受入検査を受けるものとする。

中間検査は、製作中の進捗状況の確認及び製作協議のため、製作の中間に当町担当職員の確認を受けるものとする。なお、確認を受けるのに必要な費用は受注者が負担すること。

受入検査は、本仕様書及び受注者の標準仕様により当町担当職員立ち会いで検査を受け、検査に必要な測定機器等は受注者が事前に準備すること。

- 6 検査における指示事項は、発注者の指示する日までに修復又は部品交換等を完了させなければならない。
- 7 車両、装備及び積載品は、全て新規製品であり、地方運輸局による完成車の車体検査及び新規登録に関する手続き等は受注者が代行し、検査等を伴うものにあつては、検査に合格すること。

また、京都府公安委員会への緊急自動車届出は、受注者が代行すること

- 8 完成車を納入するまでの費用のうち、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル料を除くものとする。
- 9 購入台数は、1台とする。
- 10 納入期限は、令和8年3月27日
- 11 納入場所は、精華町消防本部とする。
- 12 受注者は、発注者が別に指示する日時及び場所において車両配備先の消防職員に対して車両の取扱いを説明すること。

なお、取扱い説明に必要な資料は、受注者が負担し、必要部数を準備すること。

(1) シャン関係(運転操作及び日常の点検等の必要事項)

(2) 艤装関係(取付及び積載器具の取扱い方法等)

- 13 保証期間は納入後12か月とする。ただし、車両及び機器メーカーの保証期間が12か月を超える場合は各メーカーの保証期間とする。

なお、保証期間後においても設計不良、工作不良あるいは材質不良に起因する故障及び使用に際して支障が発生した場合は、無償にて取替え又は修理を行うこと。

第2 提出図書等

契約締結後、すみやかに次の図書をA4判に編冊して、発注者に提出するとともに承認を受けること。

1 承認図書 2部

- (1) 車体艤装図(前後左右上)
- (2) シヤシ組立て図
- (3) 主要諸元表(諸元明細書)
- (4) 電気系統図及び配線図(シヤシ、艤装関係)
- (5) 資機材収納ボックス等の製作図及び取付け図
- (6) 資機材収納要領図
- (7) 電装品及び室内設備等の取付け要領図
- (8) 製作工程表

2 納入に際し次の完成図書(A4判ファイル、目次、インデックス付)2部を作成し提出すること。なお、原本が1部の場合、もう1部は写しとする。

外観5面カラー写真

- (1) 完成図
- (2) 車検証の写し
- (3) 車庫証明の写し
- (4) 自動車取扱い説明書
- (5) 積載物品取扱い説明書
- (6) 工程写真
- (7) その他当町が指示するもの。

第3 仕様

- | | |
|------------|------------------------------------|
| 1 乗車定員 | 4名 |
| 2 エンジン | ガソリンエンジン 2, 600cc以上 |
| 3 駆動方式 | 四輪駆動方式 |
| 4 形状 | ワンボックス型 救急車ベース
両側スライドドア |
| 5 変速装置 | オートマチックトランスミッション |
| 6 ステアリング装置 | 右ハンドル、パワーステアリング |
| 7 ブレーキ装置 | ABS 装置付 |
| 8 安全装備 | 衝突被害軽減ブレーキ、車線逸脱警報装置、エアバック(運転席、助手席) |
| 9 タイヤ | ラジアルタイヤ(納入時期によりスタッドレスを協議する) |
| 10 車両全長 | 5.5m以上 |

- | | |
|---------|------------------|
| 11 車両全幅 | 2.0m以下 |
| 12 車両全高 | 2.6m以下(無線アンテナ除く) |
| 13 室内高 | 1.8m以上 |

第4 車体艤装

1 一般的事項

- (1) 車体は全有蓋で密閉式構造のものであること。
- (2) 車両に使用する材料及び部品等は、特に指定するものを除き、日本産業規格(以下「JIS」という)及び国際標準規格(以下「ISO」という)に適合するものを使用すること。
プラスチック類は、すべて難燃性のものを使用すること。
ゴム製品は、すべて耐油性の合成ゴムを使用すること。
木材を使用する場合は、十分乾燥したものを扱い、製作後に変形、歪み等が発生しないこと。
- (3) 全般にわたり、防水性を考慮すること。
- (4) 車両及び電装品等は無線機及び積載資機材の使用に支障(無線障害、雑音等)の出ないものを使用すること。
配線は、容量に十分余裕のあるケーブルを使用し、天井及び側板内等に敷設すること。(所要の箇所には点検口を設けること)
全てのケーブル類は、フレキシブルチューブを有効に用いて配線すること。
- (5) 車両の前後左右の加重分配には、十分配慮すること。
車両構造上、オルタネーター等がエンジン本体(又は車体)下端より下部へ張り出す場合は、アンダーガード等を設け、走行中の雨塵、小石、泥等から保護すると共に、路面との衝突により破損しないようにすること。
- (6) 車両盗難防止のため、誤発進防止装置を設置すること。

2 車体後部

- (1) 積載資機材をすべて収納し、乗車定員数の隊員が乗車時にベース車両より地上からボディ間での高さが変わらない様に措置を講ずること。
- (2) 車体後部は、指揮盤による搬入が容易に行われる構造であること。その際、地面が水平の時、指揮盤の高さ等を変えずに収納位置に収納できるように指揮盤のタイヤと荷室の床の高さを合わせるようにすること。

第5 電装品

1 バッテリー

- (1) バッテリー収納部は、容易に点検整備を行うことができる構造とすると共に、発生した水素ガスが車内に滞留しないこと。
- (2) 電気容量は、車両、赤色警光灯や無線機等及び資機材用の容量を十分確保できるものとし、無線機等の電源は、車両バッテリーから供給すること。

2 バッテリー充電器

- (1) バッテリー充電器を取り付けること。なお、外部充電中はエンジンが始動しないこと。
- (2) 車体後部付近にカバー付外部入力マグネット式コンセント(電源用)を取り付けること。取付け位置については、別途協議し指示する。(外部電源接続用コード 10m以上、蓋については防水、防塵仕様とすること。)
- (3) 電源用コンセントはマグネット式で、ワンタッチで接続、脱着でき、車両の振動、ドアの開閉等で離脱しない構造とすること。

3 電流計及び電圧計

- (1) 電流計は、オルタネーターとバッテリー容量に適合するものを運転室に1個取付けること。電流計はバッテリーに接続すること。
- (2) 電圧計は、バッテリー容量に適合するものを運転室に1個取付けること。電圧計はバッテリーに接続すること。
- (3) 電流計、電圧計は、他の装置に支障がなく、視認容易な位置に取付けること。

4 作業灯

ルーフサイド左右各2か所に LED 作業灯を設けること。(赤色点滅灯一体型)

5 室内灯

- (1) テーブル上面の指示する位置に LED 室内灯(手元スイッチ)を設置すること。
- (2) リヤハッチ内側に LED 室内灯を設置すること。手動で角度が変更できるようにすること。

6 ヒューズボックス

標準装備のほか、ヒューズボックスを増設する場合は、ブレーカータイプとし、整備性を考慮した位置に設けること。

7 赤色警光灯

- (1) 赤色警光灯(LED 式)を車両前方及び両側後面にボディ内蔵で取付けること。
- (2) 赤色点滅灯
 - ア フロントグリル、側面上部及び後面上部(各2か所)に左右対称に LED 式赤色点滅灯を設けること。(側面上部の赤色点滅灯は作業灯一体型とすること)
 - イ 赤色警光灯と連動すること。
 - ウ 無線障害防止を施すこと。
 - エ バックドア開放時に警光灯と連動する赤色点滅灯を設置すること。

8 電子サイレン

- (1) 音声合成装置、住宅モード機能内蔵、拡声装置兼用(チャンネルについては別途協議の上選択できるものとする。春・秋の火災予防運動及び災害に関するもの等)
- (2) サイレン用スピーカーは前後各1個を設けること。
- (3) 無線外部切替スイッチを設置し、サイレンスピーカにより外部へ無線が放送できること。

(4) 運転席にフレキシブルマイクを設けること。

9 電子サイレン以外のサイレン(モーターサイレン及びYELP)

(1) モーターサイレンスイッチは運転席及び助手席から容易に操作できること。

(2) YELPサイレンはサイレンアンプのマイクで操作できること。

10 集中操作スイッチ

(1) 10 連スイッチを設置し、各種操作スイッチを組み込むこと。

(2) スwitchの配列及び仕様については別途協議とする。

11 コンセント(配線用差込接続器)

コンセントの電気は、消防本部の指定する積載資機材に必要な電気容量、電氣的性質・特性を十分確保すること。(設置位置、構造等詳細については別途指示する。)

(1) DC12V 用コンセントは室内に1個以上。AC100V 用コンセントは室内に二口を6個以上。外部出力は左右に各2個(抜け止め付)設けること。

(2) 各コンセントには、電源の種別、使用可能電力量等の表示をコンセント取付け部に明記すること。

12 インバーター

(1) 室内に正弦波インバーター(1500W)を設けること。

(2) 各資機材に干渉しないものを採用すること。

(3) ブラケットを設けること。

13 時計

後部座席から視認しやすい位置にデジタル電波時計(バックライト付)を設置すること。

14 冷暖房装置

冷房装置、暖房装置は、運転室及び後部室を個別に冷暖房できること。

車室内の冷暖房効果が十分得られるものであり、他の装置、取付け品及び保守管理に支障のないものであること。

15 フレキシブルマップランプ(LED)

(1) 助手席付近の指示する位置に1個設置すること。

(2) フレキシブルチューブ等によりランプの照射方向を変えることができること。

(3) 国産品を用いること。

16 後退警報器

(1) 後進ギヤ用音響警報器を一式取付けること。

(2) ON、OFF スwitchを取付けること。

17 後部ドア警告灯

後部ドア開放時の警告灯を運転室内に装備すること。

18 ドア部照明灯

後部室各ドアステップ付近に照明灯(LED 式)を設け、ドアの開閉時に連動できるよう選択スswitchを設けること。

19 ヘッドランプ

LED ヘッドランプにすること。

20 フォグランプ

LED フォグランプを前部に2個設けること。

21 車体両側面上部にサイドフラッシャーランプを設けること。

22 路肩灯(LED 式メインスイッチ付)を取付けること。

23 GPS ナビゲーションシステム

GPS ナビゲーションシステム(全国版)AM・FM ラジオ及びバックアイカメラを設けること。

24 ドライブレコーダー

ドライブレコーダーをフロントガラス等に取り付けること。また、リアカメラの後方画像データをドライブレコーダーに分配し、記録できるようにすること。記録したデータは配備署所のパソコンを使用して映像確認ができること。

25 後部モニター

後部モニター(21型以上)をテーブルに取り付けること。仕様は可動式アームとし、左後部スライドドアより車外へ可動できること。

モニターに映し出す映像については、HDMI端子および D-sub 端子とし、発注者と協議の上決定すること。

26 消防専用電話装置

- (1) 発注者の指定する場所に、消防専用電話(デジタル式)のアンテナを取付け、配線すること。なお、無線機については既存の指揮車から載せ替え。
- (2) 配線は、可能な限り車内、車外に露出しないように施工すること。なお、点検修理等を考慮すること。
- (3) 電源ケーブルについて、バッテリーからキャビン内の指定する場所まで、配管及びケーブルを設置すること。
- (4) スピーカーについて、運転室及び後部室に無線スピーカーを埋め込むこと。
- (5) 無線用端子を無線機取付位置付近に設けること。
- (6) 詳細については、別途協議の上決定する。

27 ナビゲーション・AVM 装置

- (1) AVM 装置を取付ける台座を運転席及び助手席から操作できる位置に設けること。なお、AVM 本体については、既存の指揮車から載せ替え。
- (2) 電源ケーブルについて、バッテリーからキャビン内の指定する場所まで、配管及びケーブルを設置すること。
- (3) 配線は、可能な限り車内、車外に露出しないように施工すること。なお、点検修理等を考慮すること。
- (4) 詳細については、別途協議の上決定する。

28 デジタルインナーミラー(防眩機能付)

デジタルインナーミラー(防眩機能付)を設け、常時後方の画像が確認できること。

第6 運転室内設備

1 運転室ドア

運転室左右ドアの内側には、ドアポケットを各1個設けること。

2 座席

- (1) 各座席は、ビニールレザー張りとする。
- (2) すべての座席に3点式のシートベルトを設置すること。
- (3) 座席にシートカバーを取付けること。

第7 後部室内設備

1 床

雨天時の消防活動等で室内が濡れても滑りにくい材質とし、水洗いや清掃等に耐える十分な防水処置を施すこと。なお、床に水等がたまらない措置を施すこと。

2 座席

- (1) 各座席は、ビニールレザー張りとする。
- (2) すべての座席に3点式のシートベルトを設置すること。
- (3) 後部座席には、2人掛け席とする。
- 2人掛け席はリクライニングができる構造とし、前後にスライドできる構造とする。
- (4) 座席にシートカバーを取付けること。

3 地図入れボックス

後部室内の別途指示する位置に、A3サイズの消防地図5冊以上が入る地図入れを設け、飛出し防止装置を講ずること。

4 無線送受話器

後部座席の隊員が使いやすい位置に無線送受話器のブラケットを、設置すること。

5 窓

運転室以外の窓ガラスに黒色フィルムを取付けること。

6 移動式指揮盤

- (1) 移動式指揮盤はストレッチャー型とし、上面にホワイトボードを取付け、マグネット等が使用できるようにすること。また、当該ボードの下に引出し収納庫を4個、A1用紙トレイを備えること。
- (2) 移動式指揮盤のホワイトボードが左右に展開できる構造とし、展開時2.8mとすること。なお、展開時指揮盤が倒れないようにすること。
- (3) アルミ等、軽量素材で製作し、軽量化するとともに、全体の重量配分も考慮すること。
- (4) ポータブル電源及び車両電源より指揮盤へ電源を供給し、DC12V及びAC100Vコンセントが使用できるようにすること。
- (5) 車輪は全輪ストッパー付とすること。

- (6) 指揮台にステンレス製の旗立てを取付けること。なお、展開時でも旗が立てられるようにすること。
- (7) LED 盤面照明を備えること。電源は内蔵バッテリーより供給できるようにすること。なお、指揮盤を車載時に車両電源より充電できるようにすること。
- (8) 指揮盤上に風対策として、透明なデスクマットを設置すること。デスクマットの展開方向は別途協議とする。
- (9) 指揮盤下部に搬送台を設置し、指揮盤と共に移動できること。車内収納時指揮盤への充電コード(3m)を付属すること。

7 指揮盤収納庫

- (1) 指揮盤収納ボックスの天井は、車内床として使用できるように金属製で製作し十分な強度をもたせること。
- (2) 指揮盤を固定させる装置を設けること。
- (3) 指揮盤収納場所の入口に、指揮盤を容易に収納できるようローラーを取付け、下部にガイドレールを設けること。

8 資機材収納棚等

- (1) 消防活動上必要な資器材を使い易いように収納するための棚等を車両後部に設置すること。
- (2) 棚等の詳細な仕様については、積載する資器材に対応するように製作すること。
- (3) ポータブル電源等は引き出し収納庫を設け、走行中の振動及び収納物品の移動等により開放することがないように、飛出し防止機構が付いていること。内側については滑り止めのゴムを敷くこと。
- (4) 外面及び内面には、鋭利な突起部等がないようにすること。やむを得ず鋭角部分が生ずる場合は、危害防止のため丸みをつけるか、緩衝材を取付けること。
- (5) 棚の一部については、容易に高さを変えられるようにすること。

9 網棚

指示する位置にウォールポケット(網棚)を設けること。

10 指揮机

- (1) 指揮機のサイズ形状及び素材は下記の通りとすること。
 - 幅 110cm以上
 - 奥行 65cm以上
 - 高さ 75cm以上
 - 素材 木製とし、表面はメラミン化粧板とする。
- (2) 指揮机には引き出し等の収納を最大数設けること。サイズ形状は別途協議の上決定する。なお走行中に飛び出しがないようストッパーを設けるなどの措置を講じること。
- (3) 指揮機の天板前側にコンセントタップ及び USB ポート、照明のスイッチを取付けること。

- (4) 指揮機の右側に書類棚を設けること。サイズ形状は別途協議とする。
- (5) 指示する位置にA4サイズの書類が入るレターケースを設置すること。
- (6) 指揮機の前側には、無線機等の収納スペースとし、前面にパンチング板を貼ること。

第8 その他の設備

1 消防章

車両前部中央に消防章を1個取付けること。

2 消火器

- (1) 自動車用粉末消火器6型(固定金具付)
- (2) 他の装置、災害活動に支障のない位置に強固に取付け、取出しが容易であること。

3 アウトサイドミラー

隊長席から、後方を確認できるミラーを左側1か所設けること。

4 保護用当て板等

- (1) フェンダー、タイヤハウス等の上面部、乗降口付近の床面、積載又は収納器具、物品の固定箇所等で、乗降時の足乗せ、器具、物品の着脱時衝突、積載又は収納中の器具、物品との接触等により、車内の内張り材料や塗装面等が傷つき又傷つくおそれのある箇所には、アルミ保護板等による保護処置をすること。
- (2) 各器具等の固定装置取付け部、固定装置、相当の荷重がかかる部分の側壁等には所要箇所に十分な補強を施し、走行中の振動にも耐えられる強度を有すること。
- (3) 後部室内等の所要箇所には、衝撃緩衝用の保護材料を使用し、車内での事故防止措置がなされていること。
- (4) ステップ及び床面等指示する箇所には滑り止め処置を施すこと。
- (5) 床材等の工作において、隅の部分の隙間は、仕切り金具又は充填剤による防水処置を完全に施すこと。

5 プレート等

各操作ボタン、スイッチ類等及びタイヤ指定空気圧力には、各称と操作方向または単位を明示したプレートを取付ける等、見やすい位置に日本語で判りやすく表示をすること。

6 サイドバイザー

運転室両サイドのウインドウに取付けること。

7 マットガード

各ホイールハウスには、マットガードを取付けること。

8 反射材

再起性に富んだ反射材を車両の4面に貼付すること。

第9 塗装及び文字記入

1 塗装

- (1) メッキ、ステンレス部分以外は、全て塗装を行い、金属露出部分がないようにすること。
- (2) 車体、各収納庫内部は入念に防錆を行い一連の作業工程により塗装を行うこと。
- (3) 車体外面の塗装は朱色とすること。

2 表 示

(1) 車体表示

- ア 文字名 別途指示する
- イ 位置 前部席両側面ドア
- ウ 書体 別途指示する
- エ 字色 反射白色
- オ 書き方 左より記入
- カ 大きさ 別途指示する

- (2) 両側面に別途指示する文字、ライン及びエンブレムを表示すること。
- (3) 車両前部に別途指示する文字及びラインを表示すること。
- (4) 車両後部に別途指示する文字及びラインを表示すること。
- (5) 車両上部に別途指示する対空表示を表示すること。
- (6) 文字やラインについては、できるだけ再帰性反射材を使用すること。

第 10 車両取付品及び付属品

No.	品名	型式等	数量
1	赤色点滅灯兼作業灯	ウイレン製 M6V2CR	4式
2	赤色点滅灯	前部 ウイレン製 IONVBR 後部 ウイレン製 M4FCRD	2式 2式
3	電子サイレンアンプ	大阪サイレン製 TSK-D151Y フレキシブルマイク付	1式
4	電動サイレン	大阪サイレン製 5SA	1式
5	消防章	裏板付 150mm	1式
6	文字記入		1式
7	ドライブレコーダー	前後カメラ付き	1式
8	車輪止め	ゴム製	2個
9	タイヤチェーン	スタッドレス用 ゴム製	1式
10	スタッドレスタイヤ	ホイール付き	4本
11	カーナビゲーション	パノラミックビュー付	1式
12	デジタルインナーミラー		1式
13	補修用塗料		1式
14	予備電球・予備ヒューズ		1式

15	移動式指揮盤収納庫	アルミ製	1式
16	フロアマット		1式
17	サイドバイザー	助手席ミラー付き	
18	電流電圧計		1式
19	全自動充電器	車両用 充電コード10m 付	1式
20	正弦波インバーター	1500W	1式
21	路肩灯	LED式	1式
22	マップランプ	LED式	1式
23	シートカバー	PVC 製 黒色	1式
24	室内灯	指揮机上部 CL-2GFC リヤハッチ MPBW	1式
25	後席モニター	21 型 モニターアーム付き	1式

第 11 積載資機材

No.	品名	型式等	数量
1	移動式指揮盤	HS-20 盤面照明、搬送台付及び同等品	1式
2	補助指揮盤		1式
3	指揮旗	伸縮ポール及び所属名入旗回転灯	1式
4	反射式合図灯	LED 赤色(電池含む)	2本
5	ホワイトボード	脚付、フック付き	2式
6	HDMI ケーブル延長用コード		1式
7	ポータブル電源	リン酸鉄リチウムイオン電池 定格 1500W 以上	1式
8	空気呼吸器	重松 ライゼム A1-12 面体	2式

第 12 支給品

1	ポータブル冷蔵庫	マキタ(CW004GZ)	2個
2	ポータブル冷蔵庫用バッテリーキット	マキタパワーソースキット2	1式
3	伸縮式カラーコーン		3個
4	携帯拡声器	ノボル電機 TD-501Y	2個
5	胸部取付用携行ライト		3個
6	照明 バッテリー式	マキタ ML814 バッテリー 2 個、充電	1式

		器付き 三脚	
7	携帯型風向風速計	ケストレル 3000 三脚 ウインドペイン付	1式
8	プライバシー保護シート	クイックシールド NEO	2式
9	熱画像装置	ハイマイクロ FB-21SR	1式